

南伊勢町津波避難計画

平成27年6月

目次

第1章 総則	1
1 目的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
4 計画の活用	2
第2章 避難計画	3
1 津波浸水予想区域及び津波到達時間	3
2 津波避難対象地区	3
3 避難路・避難経路	3
4 津波緊急避難先	4
5 避難方法	4
第3章 初動体制	5
1 職員の招集基準等	5
2 参集方法	6
3 庁舎に参集できない場合	6
4 地震・津波情報の収集・伝達	7
5 避難誘導等に従事する者の安全の確保	9
第4章 避難勧告・避難指示の発令	10
1 発令の基準	10
2 発令の時期及び発令手順	10
3 避難の勧告又は指示内容	10
4 住民等への伝達方法	11
5 警鐘・サイレンによる避難の信号	11
6 避難勧告・避難指示の解除	11
7 発令分の内容	11
第5章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施	12
1 津波に対する教育・啓発	12
2 “津波から命を守るため”の防災対策の推進	12
3 個人備蓄の促進	13
4 自動車運転者に対する防災対策の推進	13
5 津波避難訓練の実施	13
第6章 その他の留意点	15
1 観光客・海水浴客等の避難対策	15
2 災害時要援護者の避難対策	15

資料編

資料 1 津波浸水予測図（平成25年度三重県地震被害想定調査結果）

資料 2 津波浸水深図30 c m到達予測時間分布図
（平成25年度三重県地震被害想定調査結果）

資料 3 指定緊急避難場所

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波が発生した場合、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民の生命及び身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画です。

2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正します。

3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水予測区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

この計画における津波浸水予測区域は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果(理論上最大クラス)」に基づくものとします。

(2) 津波避難対象地区

津波が発生した場合に避難が必要な地区で、津波浸水予測に基づき、町が範囲を定めます。

安全の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予測区域を基準として指定します。

(3) 津波避難困難地区

津波の到達予測時間までに、津波避難対象地区の外など(避難の必要がない安全な場所)に避難することが困難な地区をいいます。

(4) 避難路(避難道)

避難する場合の道路で、町が指定に努めます。

(5) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。

(6) 指定緊急避難場所(一次避難場所)

津波の危険から緊急に避難するための高台や避難施設(津波避難ビル、津波避難タワー)などをいいます。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、とりあえず生命の安全を確保するために、避難の目標とする地点で、自主防災会、住民等が設定します。津波が到達するまでに避難できる目標地点をいいます。

4 計画の活用

(1) 町は、この計画に基づき、津波に対する防災対策の整備・推進を図ります。

(2) 津波避難対象地区の自主防災会、住民等は、この計画を活用し、南海トラフ巨大地震を想定した津波避難訓練の実施など、各地区における津波避難対策を推進します。

第2章 避難計画

1 津波浸水予想区域及び津波到達時間

本町における津波浸水深及び津波到達時間は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果」によるものとします。

(1) 津波浸水深

本町における津波浸水深は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水予測図）」とします。

☞ 津波浸水予測図参照

(2) 津波到達時間

本町における津波到達時間は、「平成25年度三重県地震被害想定調査結果（津波浸水深30cm到達予測時間分布図）」とします。

☞ 津波到達時間想定図参照

2 津波避難対象地区

津波避難対象地区は、津波が発生した場合に避難が必要な地区で、津波浸水予測図に基づき、津波が発生した場合に避難が必要な地区（範囲）を指定します。

安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で町内全域を指定しています。

(1) 津波避難困難者の対策

津波避難困難者が円滑に避難するために、新たな津波緊急避難施設など今後整備するものとし、津波避難困難者を解消します。

具体的な津波避難困難者の地域は、五ヶ所浦地区の2箇所、神前浦地区の1箇所、道方地区の1箇所 となります。

3 避難路・避難経路

(1) 避難路・避難経路の指定・設定

町は、次の点に留意し避難経路を指定・設定します。

ア 崖崩れ、家屋の倒壊等による危険が少なく、幅員が十分あること。

イ 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。また、地理的な事情を除き、耐震性が確保されていても、地震、津波による損壊、崩壊の可能性も考慮し、指定すること。

ウ 海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としないこと。

エ 避難経路は地理的な事情を除き、原則として津波の進行方向と同方向に避難するよ

う指定・設定すること。

オ 地震による沿道建築物の倒壊等により、避難路が寸断されないよう耐震化対策を促進し、安全性の確保を図ること。

(2) 避難路の機能性の確保

避難路の機能性を確保するため、次の対策を推進します。

ア 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等の整備。

イ 夜間の避難も考慮し、避難誘導灯等の整備。

ウ 階段、急な坂道等には手すり等の整備。

(3) 避難経路の安全性の確保

住民等に、次の点に留意し安全性の高い避難経路の事前検討を推進します。

ア 崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。

イ 最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。

ウ 複数の避難経路の確保に努めること。

4 津波緊急避難先

(1) 指定緊急避難場所（一次避難場所）

津波の危険から生命の安全を確保するために、最初に避難し様子を見る高台などの避難場所で、町が指定している緊急避難場所（一次避難場所）が町内に242箇所あります。

(2) 避難所

津波の危険から生命の安全を確保した後、自宅が震災等により被害を受けた者、また被害をうけるおそれがある者等の受入れを行ないます。

避難所運営マニュアル及び二次避難所整備の促進を図ります。

 [避難所一覧表](#) [参照](#)

5 避難方法

避難にあたって自動車等を使用することは、以下の理由により円滑な避難ができない恐れがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとします。

ア 家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。

イ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の恐れが高いこと。

ウ 自動車の利用により徒歩による避難者の円滑な避難ができなくなるおそれが高いこと。

ただし、徒歩による避難が著しく困難な住民については、その実情に応じて自転車、オートバイ又は、車両の乗り合わせ等による避難も可能とします。

また、各地区において住民等が自ら作成する「地区災害行動計画」などにより具体的な避難方法などの検討を推進します。

第3章 初動体制

1 職員の招集基準等

町職員の招集基準等は、「南伊勢町地域防災計画」、「職員災害行動マニュアル」に定めるとおりです。

(1) 配置体制

災害の発生又はその発生の恐れにより、職員の配備体制を定めます。

配 備 体 制	配 備 内 容
第1 配備（準備体制）	災害関係課の職員が災害に関する情報連絡活動を円滑に行い、状況に応じ直ちに警戒体制に入れる体制
第2 配備（警戒体制）	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で所掌する応急対策を迅速的確に行い得る体制
第3 配備（非常体制）	甚大な被害が発生する恐れがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたり得る体制

(2) 招集基準と配備要員（地震・津波対策のみ）

	配 備 時 期	配備を要する所属及び人員等
第1 配備 （準備体制）	①町内に震度4の地震 ②町内に津波予報が発表されたとき ③県内に震度5弱以上の地震 ④その他の地震に関する災害が予想される場合で町長（本部長）が認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を自宅待機
第2 配備 （警戒体制）	①町内に震度5弱の地震 ②町内に津波注意報が発表されたとき ③東海地震注意情報の通報 ④その他の地震に関する災害が予想される場合で本部長が認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・防災担当職員 ・警報待機班 ・各課長及び配備を必要と認めた職員 ・その他職員については自宅待機 ・必要に応じ消防団員幹部を招集
第3 配備 （非常体制）	①町内に震度5強以上の地震 ②町内に津波警報・大津波警報が発表されたとき ③津波による甚大な被害が発生又は予想される場合で本部長が認めたとき ④東海地震予知情報の発表	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・全消防団員

2 参集方法

大規模災害が発生又は発生の恐れがある場合及び、スムーズに登庁出来ない場合について、あらかじめ次のことを整理しておいてください。

原則として、近くの庁舎に参集

- (1) 課長及び職員は近くの庁舎へ参集する。各課長は参集した職員の把握に努める。
- (2) 各施設の職員は各施設に参集する。(参集できない場合は近くの庁舎に参集)
- (3) 建物の倒壊、橋梁の落下、道路渋滞等を想定し、徒歩・自転車・バイク等による複数の登庁方法を決めておいてください。
- (4) 参集途上において、可能な限り被害状況の収集に努める。
(この業務は、調査をしながら参集することを意味するものではなく、迅速な参集を第一として、その範囲で情報を収集するものであることに注意。)
- (5) 余震等により二次災害が発生する場合もあるので、家屋・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物に十分に(夜間の参集は、特に)注意する。
- (6) ガス漏れが発生している場合もあるので、火気の取扱いに注意する(喫煙は厳禁とする)。
- (7) 火災発生場所の通行は避け、火災発生場所を把握した場合は、できるだけ風上を通行する。
- (8) 火災等を発見したときは、付近の住民に異常の発生を知らせ、消防へ通報する。
- (9) 負傷者を発見し、付近に救助者がいないときは、参集よりも負傷者の救助を優先する。
- (10) 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、浸水の危険性のある区域から即座に離れることを優先し、周囲にも避難を呼びかける。
- (11) 津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、浸水の危険性のある区域を通過しない経路を用いる。海の様子を見に行くことは厳禁である。

3 庁舎に参集できない場合

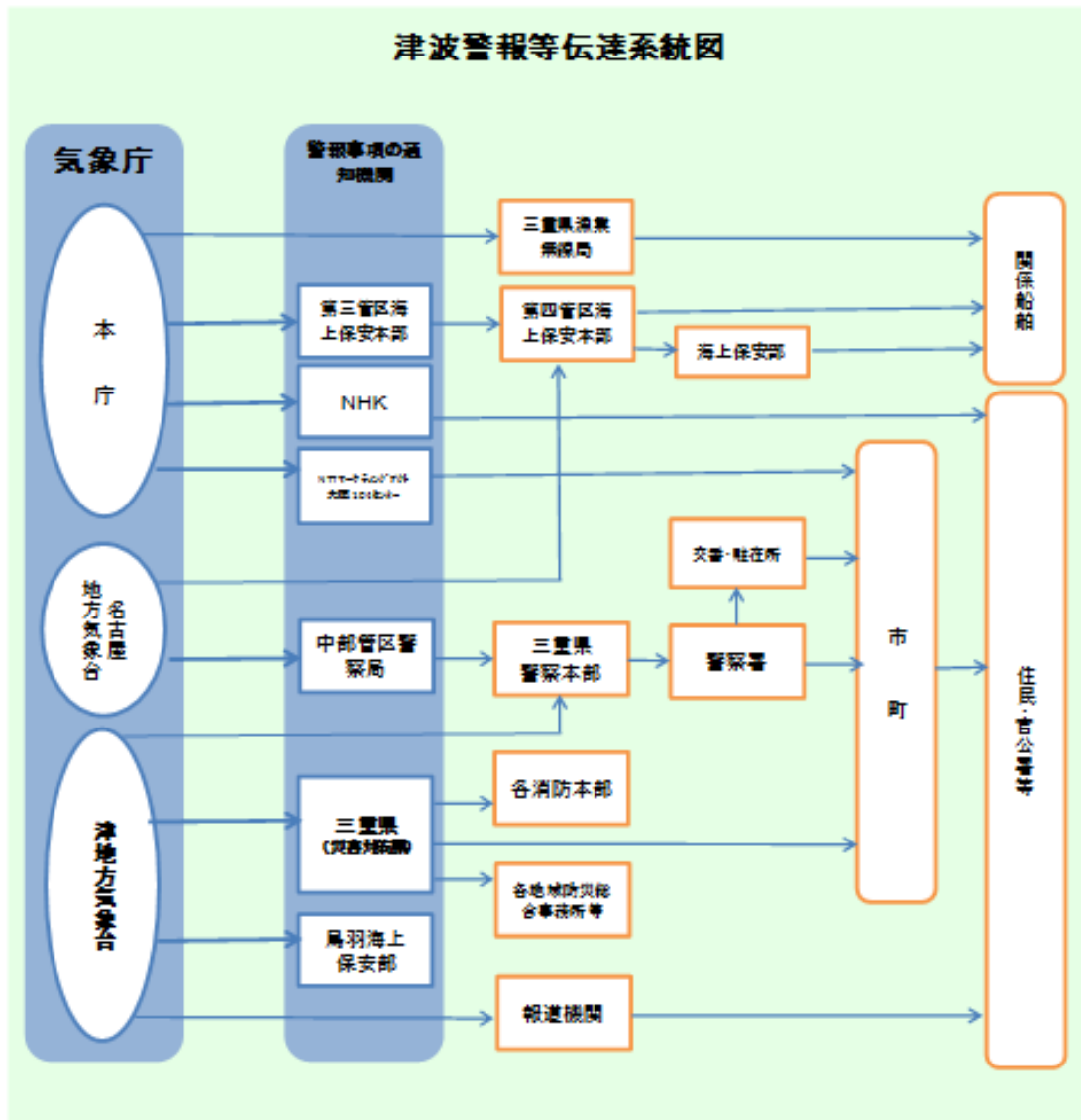
- (1) 交通機関の混乱や途絶、津波、地震等により近くの庁舎に参集できない場合は、最寄りの現地災害対策本部(各区)に参集した上で、南伊勢町災害対策本部に連絡し、指示を受けてください。連絡等取れない場合でも冷静さを失わず、町職員として臨機応変に対処してください。
- (2) 最寄りの現地災害対策本部(各区)へも参集できない場合は、安全な場所に待機することとする。安全な場所に待機した場合、可能であれば指定された参集先にその旨を連絡する。
- (3) 町外にいた場合は、県の庁舎に参集した上で、県内の状況などを確認し南伊勢町災害対策本部に連絡し、指示を受けてください。連絡等取れない場合でも冷静さを失わず、南伊勢町職員として臨機応変に対処してください。(伊勢庁舎4階に参集)

(4) あらかじめ参集可能な施設を定め、そこまでの複数の登庁ルートを決めておいてください。

4 地震・津波情報の収集・伝達

(1) 津波警報等の伝達系統

津波警報等、地震及び津波に関する情報は、気象庁が発表し、次の主な伝達系統により町及び防災関係機関が伝達します。



(2) 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報として発表します。

ア 津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とします。

イ 津波予報区は、本町の津波予報海域区分は、三重県南部（伊勢市以南に限る）です。

ウ 発表基準・解説・発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報 ※	予想される津波の高さが高い ところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高い ところで1mを超え、3m以下の 場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による 災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

※ 津波予報 気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、津波予報で発表します。

(3) 海面監視・被害情報の収集体制

原則として、町職員や消防団員等による海面監視はおこなわないが、町、防災関係機関が相互に連携し、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、状況に応じて、確実に安全を確保できる場所で、津波の河川遡上や潮位等の異常な変動を監視し、町、防災関係機関等への通報に努めます。

(4) 津波予報等の伝達・周知

津波予報等の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）等からの情報を防災行政無線を用いて住民等への伝達を行います。

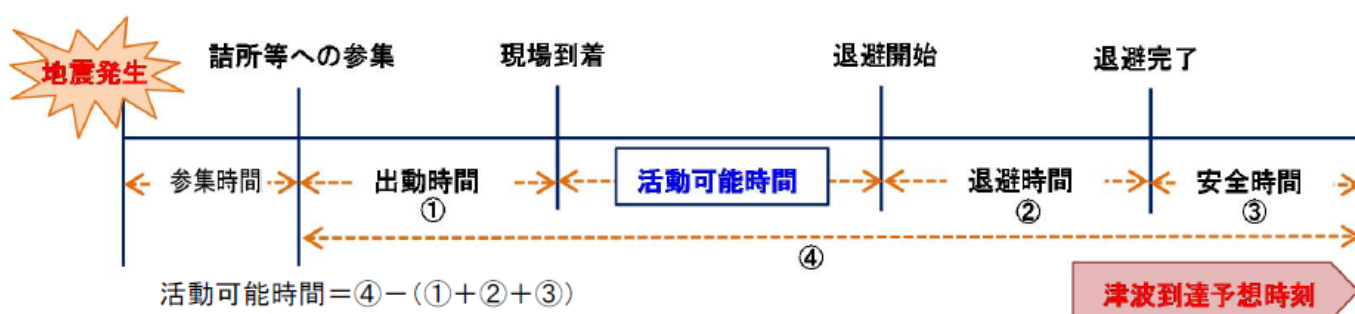
津波に関する情報で、特に住民に広報すべき内容は、防災行政無線及びエリアメール等を用いて住民への伝達を行います。

5 避難誘導等に従事する者の安全の確保

- (1) 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提とします。
- (2) 津波浸水予測区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどに努めます
- (3) 「活動可能時間（注）経過すれば活動途中でも退避」することとします。

活動可能時間の判断例

<活動可能時間が経過すれば活動途中でも退避>



※1 詰所が津波浸水想定区域内にある場合は、参集場所について要検討。

※2 海岸付近に勤務している消防団員は、詰所等へ参集せず水門等に直行する場合があります。

※3 浸水想定区域内においては、震源によっては、津波到達までに時間がないことも想定され、水門等の閉鎖を放棄し、自らの退避と住民の避難誘導等を優先する。

(注) 消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書より

第4章 避難勧告・避難指示の発令

1 発令の基準

避難勧告・避難指示等の発令基準は次のとおりとします。

種 別		発令基準
避難準備 情報※	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。それ以外の者は、避難の準備を開始。	<ul style="list-style-type: none"> ・遠地地震に関する情報（遠地で発生した地震による津波の場合） ・その他本部長が必要と判断したとき。
避難勧告 ※	居住者等に避難のための立ち退きを勧め又は促すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区「三重県南部」に津波注意報が発表されたとき。 ・その他本部長が必要と判断したとき。
避難指示	被害の危険が切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるためのもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波予報区「三重県南部」に津波警報（津波・大津波）が発表されたとき。 ・その他本部長が必要と判断したとき。
状況に応じて、沿岸部に避難勧告又は避難指示のいずれかを発令する。		強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

※ 津波による災害の発生、又発生するおそれがある場合は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令します。

2 発令の時期及び発令手順

- (1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令は、町災害対策本部長（町長）が基準に該当する事態を認知し、直ちに行います。
- (2) 本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。

3 避難の勧告又は指示内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示します。ただし、津波災害に対する避難指示等は避難への呼びかけを優先します。

- ア 要避難対象地域、イ 避難先、ウ 避難理由、エ 避難経路
オ 避難時の注意事項等

4 住民等への伝達方法

(1) 避難勧告・避難指示発令の住民等への伝達は、防災行政無線、エリアメール等、多様な手段を活用するほか、報道機関や消防団、自主防災組織等の協力を得て、以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図ります。

ア 防災行政無線による周知

イ C A T Vのテロップ・緊急放送による周知

ウ 広報車による周知（ただし、津波のおそれのある地区には立ち入らない）

エ 三重県防災ヘリコプターの活用（県への支援要請）

オ 放送関係機関への放送要請（県を通じて）

カ メール配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス

(2) 特に配慮を要する障がい者や外国人等の避難行動要支援者や釣り客等の観光客などへの避難情報を提供します。

5 警鐘・サイレンによる避難の信号

津波避難対象地区の住民等に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号は、次のものとし、

警 鐘	乱 打
余いん防止付	<u>1分</u> <u>1分</u> <u>1分</u>
サイレン信号	<u>5秒</u> <u>5秒</u>

※ 信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用するものとし、

6 避難勧告・避難指示の解除

(1) 避難勧告または避難指示の解除の発令は、津波注意報などの解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とします。

(2) 本部長（町長）並びに避難指示者は、避難勧告又は指示の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努めるものとし、

(3) 本部長不在又は事故のときは、副本部長、本部付、本部員の順で本部長の職務を代理します。

第5章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

1 津波に対する教育・啓発

町は、日頃の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるための具体的な防災関連情報を伝え、各防災関係機関への協力を求めながら、多様な手段を用いた普及・啓発活動を実施します。

また、防災知識の普及・啓発を行う場合には、避難行動要支援者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

- ア 東海地震の予知や警戒宣言等が発表された際にとるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- イ 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する災害関連情報と発表時にとるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- ウ 避難勧告や避難指示等の町が発表する災害関連情報と避難活動等にとるべき対応に関する知識等の普及・啓発
- エ 警戒宣言発令時及び地震発生時において自動車運転者が適切な行動をとるための広報・啓発。
- オ 住宅の耐震化や家具固定など地震動から生命を守るための防災対策に関する知識等の普及・啓発
- カ 生活必需品の備蓄など発災後72時間を自らの力で生き延びるための防災対策に関する知識等の普及・啓発 災害伝言ダイヤルなど、災害時の家族間等の連絡手段に関する知識等の普及・啓発
- ク 出火防止や救助活動への協力、避難行動要支援者への支援など、地震・津波発生時にとるべき自助、共助の防災活動に関する知識等の普及・啓発
- ケ 外国人住民の防災対策における自助の取り組みを促進するための、防災訓練等の実施及び啓発
- コ 地震保険への加入促進など、発災後の生活再建を円滑に進めるための防災・減災対策に関する知識等の普及・啓発
- サ 各地域に伝承されている災害教訓等の普及・啓発
- シ その他、地震・津波に関して町民に伝えるべき知識等の普及・啓発及び啓発

2 “津波から命を守るため”の防災対策の推進

(1) 津波対策の周知徹底

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し、津波は長時間続いて何度も襲来するといった津波の特性等の正確な知識、浸水想定地域等のハザードマップ、津波に対する事前対策(家庭・企業等での備蓄確保、安否確認方法の確認・周知等)、

津波時にとるべき避難行動等の周知徹底を図ります。

(2) 「災害時の避難行動計画」に基づく津波避難の徹底

地区ごとの「災害時の行動計画」に基づく日頃の防災訓練等を実施し、津波避難の徹底を図ります。

(3) 「個人の津波避難計画(My まっぷラン)」づくりの促進

自宅や学校、職場等を始め、日常的な行動範囲が津波浸水域に属する場合は、各々の場所の津波到達時間等を勘案した「個人の津波避難計画(My まっぷラン)」づくりを促進し、日頃の防災訓練等による徹底を図ります。

3 個人備蓄の促進

(1) 住民等が実施する対策

住民等は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭、職場等において7日程度以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等に取り組み、発災後、支援があるまでの間、自らの命を守るための備えに努めます。

特に、特別な医薬品や高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に努めます。

(2) 町が実施する対策

町は、毎年非常食、保存水を購入し、各地区に備蓄していますが、各家庭にも発災後7日分以上の食料や飲料水及び必要な物資等の個人備蓄の促進に向けて啓発に努めます。

4 自動車運転者に対する防災対策の推進

町は、警戒宣言発令時及び地震が発生したとき自動車運転者がとるべき行動等について啓発に努めます。また、警戒宣言時及び地震・津波発生時における緊急車両、避難行動要支援者への支援車両等を除き、避難時の自動車利用による混乱防止についての啓発に努めます。

5 津波防災訓練の実施

町は、少なくとも年1回以上防災訓練を実施し、町と防災関係機関との連携を深めるとともに、地域住民等の防災思想の普及を図ります。

(1) 津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)では、11月5日を「津波防災の日」としており、その主旨にふさわしい行事の実施が求められます。

町は、県・防災関係機関と協力して、町内の住民及び企業・事業所と連携した津波防災訓練の実施により、被害の最小化を目指した津波防災体制の確立を図ります。また、訓練では情報伝達訓練や海岸保全施設閉鎖訓練等を行い、その結果を検証して関係者の意識と技術の向上を図ります。

(2) 防災訓練の検証

訓練終了後、検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を行います。

第6章 その他の留意点

1 観光客、海水浴客等の避難対策

観光客、海水浴客、釣り客等に対する以下の避難対策を進めます。

(1) 情報伝達

津波浸水予想地域内にある観光施設や、宿泊施設の管理者に対して、伝達手段の確保を検討するとともに、利用者に対する情報の伝達や避難場所を定めておくよう指導に努めます。

また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線（同報系）、サイレン等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

(2) 標高表示・避難誘導標識等の設置、津波避難場所等の指定

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として、標高表示や避難経路等を表示した案内図や、三重県避難誘導標識設置指針に基づきピクトグラムを用いた案内標識等を設置し、住民及び土地に不案内な観光客等に対する周知を図ります。

2 避難行動援護者の避難対策

(1) 災害対応能力の弱い避難行動援護者の名簿の作成に努め、地域での避難支援に活用します。

(2) 情報伝達手段、避難行動の援助、施設管理者等の避難対策等に留意して、地域と一体となって避難行動援護者の避難支援体制の整備に努めます。